

## NEWS RELEASE

報道関係各位

2013年3月28日  
株式会社ファミリーマート**「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」****ファミリーマートと茨城県が締結**

株式会社ファミリーマート(本社:東京都豊島区/社長執行役員:中山勇)は、2013年3月28日(木)、茨城県との間において「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を以下の通り締結いたしましたのでご連絡いたします。

なお茨城県内のファミリーマート店舗は、現在(※)195店を展開しています。(※3月28日現在)

**1. 協定の名称**

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」

**2. 協定の要旨****■茨城県からの要請**

茨城県は、茨城県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、ファミリーマートに対し、ファミリーマートが保有する物資の供給(貸与も含む)、又はファミリーマート以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

**■ファミリーマートの協力**

ファミリーマートは、茨城県からの要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

**3. 物資の範囲**

- ・食料品(おむすび、弁当 など)
- ・飲料水(水、お茶 など)
- ・日用品(タオル、ティッシュ、懐中電灯 など)
- ・その他茨城県が指定する物資

ファミリーマートは、お客さまひとり人と強く、深くつながり、「気軽にこころの豊かさ」を感じていただけるコンビニを目指して「ファミリーマートらしさ」を追求してまいります。

以上